

令和3年度「周遊バスツアー誘致事業」実施要項

事務局

(一社) 沼田市観光協会

1 目的

新型コロナウイルスの影響により減少した観光客の回復を図るため、新たな貸切バスツアーを行う旅行会社に対して助成を行うことにより、貸切バスによる誘客促進を図ることを目的とする。

2 助成対象者

旅行業法(昭和27年法律第239号)第3条の規定に基づく登録を受けている旅行会社であること。

3 助成要件

次の各号に掲げる要件を全て満たすツアーであること

(1) 周遊バスツアー

- ① 沼田市内の有料観光施設等(昼食を含む)を1箇所以上と無料見学箇所1箇所以上と食べ歩きチケットを利用するツアーであること。

食べ歩きチケット利用時間はおおよそ70分～90分必要です。

沼田公園(駐)→自由散策→天狗プラザ(駐)または逆コース。見学時間が少ない場合は相談。この範囲内で利用可能店舗は30店。

なお、水曜日は沼田歴史資料館・旧土岐邸洋館・生方記念文庫・旧生方家住宅の休館と商店の休日も多くなっており、設定日から外すことをお勧めする。

(宿泊施設は有料の観光施設を含む)

また、観光施設の利用をツアー参加者の選択制とする場合は対象外。

② 助成対象期間

令和3年10月1日から令和4年2月20日までの間を出発日として催行されるツアーであること。予算上限に達し次第、募集を締め切る。

- ③ 貸切バスを利用したツアーで12名以上であること(マイクロバス含む)
- ④ 募集型企画商品であること。(受注型企画商品および、本年度限りのイベント等を目的とする旅行のような継続性のないものは対象としない)
- ⑤ 新規もしくは既存ツアー行程の一部を変更し催行されるもの。
- ⑥ 具体的なコロナ対策がなされていること。

(2) スキー・スノーボードバスツアー

- ① 沼田市内のスキー場を利用するツアーであること。

② 助成対象期間

令和3年11月28日から令和4年2月20日までの間を出発日として催行されるツアーであること。予算上限に達し次第、募集を締め切る。

- ③ 貸切バスを利用したツアーで12名以上であること（マイクロバス含む）
- ④ 募集型企画商品であること。（受注型企画商品および、本年度限りのイベント等を目的とする旅行のような継続性のないものは対象としない）
- ⑤ 新規もしくは既存ツアー行程の一部を変更し催行されるもの。
- ⑥ 具体的なコロナ対策がなされていること。

4 支援額

(1) 周遊バスツアー

- ① 各ツアーにおいて支援の対象となるバスの台数は、同一行程で催行されるツアーで利用する合計台数とする。（乗り換えで利用するバスは含まない）
- ② 支援額は、以下に掲げる額の合計額とし、催行実績に応じて支給する。ただし上限は1社につき 基礎支援額 1,500,000 円（台数上限 25 台）と実績支援額（食べ歩き買物チケット、果物狩り）とする。
- ③ 基礎支援額
貸切バス1台につき、沼田市内に宿泊を伴うバスツアーは 70,000 円。
日帰りバスツアーは平日発着 50,000 円、土日祝日発着 30,000 円。

(ア) 実績支援額

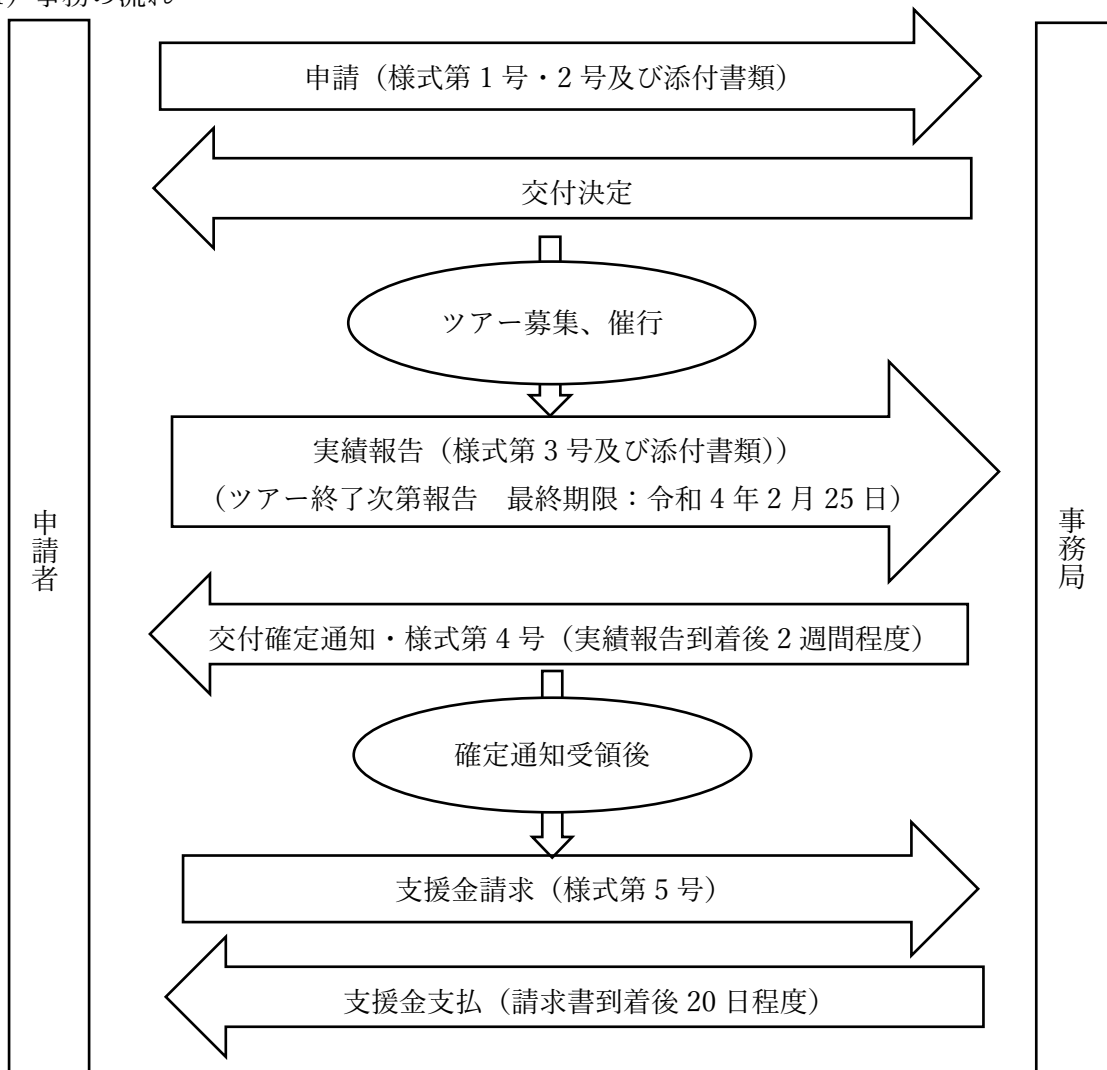
- ア. 「沼田食べ歩きチケット」を一人に1枚付き（660円相当額）
- イ. 入園料の補助
 - 平日催行のバスツアー
 - ・果物・野菜狩り入園料補助 250 円×参加人員（沼田市内の施設利用）
 - 土日祝日催行のバスツアー
 - ・果物・野菜狩り入園料補助 150 円×参加人員（沼田市内の施設利用）

(3) スキー・スノーボードバスツアー

- ① 各ツアーにおいて支援の対象となるバスの台数は、同一行程で催行されるツアーで利用する合計台数とする。（乗り換えで利用するバスは含まない）
- ② 支援額は、以下に掲げる額の合計額とし、催行実績に応じて支給する。ただし上限は1社につき基礎支援額 1,000,000 円（台数上限 25 台）と実績支援額（ミールクーポン）とする。
- ③ 基礎支援額
 - ア. 貸切バス1台につき日帰り、宿泊ツアーともに 40,000 円
 - イ. 複数のスキー場を経由する募集ツアーは 20,000 円
- ④ 実績支援額
 - たんばらスキーパークで利用できるミールクーポン一人に1枚付き（1,000円相当額）

5 事務手続手順

(1) 事務の流れ



(2) 申請方法

①申請者は、以下の書類を事務局に提出するものとする。

- ア. 助成金申請書 (様式第 1 号)
- イ. 助成申請しようとするツアーの行程表 (任意様式)
- ウ. ツアーの出発日及び日別設定台数 (設定日及び設定台数一覧、任意様式)
- エ. 誓約書 (様式第 2 号)
- オ. 具体的コロナ対策 (任意様式)

②上記申請書類は郵送により、下記事務局あてに提出するものとする。

[郵送先] 〒378-0042 沼田市西倉内町 2889-3

沼田市観光協会 沼田市周遊バスツアー支援係

(3) 申請受付期間

令和 3 年 5 月 28 日から令和 4 年 1 月 31 日まで

予算の上限に達し次第、募集を締め切る

6 支援金の交付決定

申請書類受付後、ツアー内容等の審査を行い、優れた企画に対し支援を行う。交付の可否を E-mail または Fax にて通知する。

ツアーの催行実績が申請書に記載された催行予定人員数、バス利用予定台数を上回っても、交付金上限を超えて支援金を請求することはできない。

7 実績報告及び支援金額の確定

支援金の交付決定を受けた者（以下「支援業者」という）は、支援申請書に記載された催行期間終了後、「実績報告書」（様式第3号）及び添付書類を提出するものとする。

[提出書類]

ア. 実績報告書（様式第3号）

イ. ツアー行程のわかるパンフレット、最終行程表等

ウ. 催行人員、有料施設を利用したことのわかる書類（昼食代領収書、施設利用料領収書、施設利用証明書など）※コピー可。ただし申請者以外が発行したもの、または申請者以外の承認印があるものに限る。

上記実績報告書は郵送により、下記事務局あて提出するものとする。

[郵送先] 〒378-0042 沼田市西倉内町 2889-3

一般社団法人沼田市観光協会 沼田市周遊バスツアー支援係

事務局は、実績報告の内容を審査し、適正と認められる場合は、支援金を確定し支援金額確定通知書（様式第4号）により支援業者に通知する。

上記実績報告はツアー終了次第すみやかに行うものとし、最終の報告期限を令和4年2月25日までとする。

8 支援金の請求

支援事業者は、支援金額確定通知書を受領後、「支援金請求書」（様式第5号）により確定した支援金額の請求を事務局あてに行う。なお、請求期限は令和4年3月2日までとする

9 その他

申請書の提出日から令和4年3月10日までの間に、旅行業法等の違反による営業停止等の処分が決定した場合は、支援金交付前にあっては交付の取消し、交付後にあっては支援金の返還を請求する。

10 問い合わせ

(事務局)

一般社団法人沼田市観光協会 沼田周遊バスツアー支援係

電話 0278-25-8555 Fax0278-25-8556

Email : yukyaku@numata-kankou.jp